

秋田県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 施行者の名称

潟上市

2 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画下水道事業 潟上市公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年3月31日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

旧飯田川町において昭和58年秋田県告示第80号及び平成8年秋田県告示第195号及び平成17年秋田県告示第170号、旧昭和町において昭和51年秋田県告示第147号及び平成2年秋田県告示第241号及び平成4年秋田県告示第779号及び平成8年秋田県告示第703号及び平成11年秋田県告示第222号及び平成16年秋田県告示第328号、旧天王町において昭和54年秋田県告示第139号及び昭和58年秋田県告示第674号及び平成3年秋田県告示第233号及び平成6年秋田県告示第748号及び平成8年秋田県告示第706号及び平成10年秋田県告示第738号及び平成14年秋田県告示第194号及び平成17年秋田県告示第181号、潟上市において平成20年秋田県告示第139号及び平成26年秋田県告示第89号及び平成27年秋田県告示第107号の事業地に潟上市天王字棒沼台の一部及び字細谷長根の一部、潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山の一部を加える。

(2) 使用の部分

変更なし